



⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

区 分		債権額 〔a〕	保全額 〔b〕	担保・保証等 〔c〕	引当 〔d〕	保全率 〔b〕／〔a〕	引当率 〔d〕／〔a-c〕
破産更正債権およびこれらに準ずる債権	平成21年度	2,045	2,045	863	1,182	100.0%	100.0%
	平成22年度	1,779	1,779	544	1,235	100.0%	100.0%
危 険 債 権	平成21年度	329	289	274	15	87.8%	27.3%
	平成22年度	307	255	241	14	83.1%	21.2%
要 管 理 債 権	平成21年度	202	131	130	1	64.8%	1.4%
	平成22年度	226	146	144	2	64.6%	2.4%
小 計	平成21年度	2,576	2,465	1,267	1,198	95.7%	91.5%
	平成22年度	2,312	2,180	929	1,251	94.3%	90.5%
正 常 債 権	平成21年度	63,483					
	平成22年度	65,889					
合 計	平成21年度	66,059					
	平成22年度	68,201					

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号) 第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

1. 破産更正債権およびこれらに準ずる債権
法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権です。
2. 危険債権
経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本利息の回収ができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権
3ヵ月以上延滞貸出債権および条件緩和貸出債権です。
4. 正常債権
上記以外の債権(注1、注2及び注3に掲げるものを除きます。)です。

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	21 年 度					22 年 度				
	期首残高	期 中 増加高	期中減少高		期末残高	期首残高	期 中 増加高	期中減少高		期末残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	234	275	0	234	275	275	317	0	275	317
個別貸倒引当金	1,286	1,377	65	1,221	1,377	1,377	1,392	45	1,331	1,392
合 計	1,521	1,653	65	1,455	1,653	1,653	1,710	46	1,606	1,710